

小城市庁舎防災機能強靱化事業仕様書

1. 事業名及び場所

(1) 事業名

小城市庁舎防災機能強靱化事業

(2) 事業場所

小城市庁舎

2. 実施目的

実施要領の「1 (1) 目的」参照のこと。

3. 基本的な考え方

本事業の実施にあたっては、本仕様書のほか、契約に係る規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。また、本事業は環境省が令和3年度から実施予定の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」補助事業等（以下、「レジリエンス事業」という。）を受けて実施するため、レジリエンス事業の採択要件にその求めがあった場合には、当該要件に沿った省エネ機器の導入範囲に関して、必要となる書類及び検証できる手段等を提供すること。なお、設備更新による本事業の検証について、レジリエンス事業の趣旨を踏まえ、環境省に報告できるよう、支援を行うものとする。

4. 事業内容

小城市庁舎に設置を予定している下記設備について、レジリエンス事業の採択要件範囲内の設備類に関しては、その要件に沿った設備等の提案を行うこと。

なお、レジリエンス事業の採択要件については、決定されていないため、令和2年度の環境省の補助事業である「地域の防災・減災と低炭素化を同時に実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」の採択要件を参考（ただし、採択条件に費用効率性（補助対象経費支出予定額を法定耐用年数の累計CO2削減量で除した値）などの補助上限額を設定してある場合は、その値の1/2の値で検討すること。）にし、補助金執行団体のホームページに掲載されている公募要領を参照のこと。また、他の有利な補助金を採用する場合についても、参考となり得る採択要件を参考とすること。

（参照 URL: <https://www.eic.or.jp/eic/topics/2020/bousai/002.html>）

また、導入設備の性能や設備容量等の検討にあたっては、施設利用者や職員の快適性を過度に損なわないように留意すること。

(1) 実施設計業務

提案内容を基本とした実施設計図書を作成し、その後の設計施工監理も担うこと。

なお、本庁舎がハザードマップにおいて洪水浸水想定区域（50 cm以下）となっているため、今回、提案の対象とならない設備も想定される。この場合においても、今後の設備更新を見据えて、庁舎全体での各種コントロール等が可能となるとともに費用対効果についても考慮した内容で、庁舎全体での空調改修に係る実施設計図書を作成すること。

また、実施設計図書の作成にあたっては、本市より、庁舎の電気工事及び設備工事の竣工図書の提供（CADデータ等）が可能である。ただし、工事内容については、本事業に沿うものとなるよう、適宜修正を行うこと。

(2) 小城市庁舎への設備導入

小城市庁舎へ、以下に記載する各設備の導入を行う。なお、レジリエンス事業の申請範囲に係る設備については、採択要件を満たす仕様であること。

項番	更新及び導入設備	要 件
1	再生可能エネルギー設備及び周辺機器	・ 設置場所は、屋上及び庁舎周辺の市有地とする。（駐車場を検討する場合に、駐車台数を減少させることはできない。） ・ 容量の制限はない。
2	非常用電源設備（蓄電池等）及び周辺機器	・ 電源容量の制限はなしとする。（非常時に照明、コンセント負荷（電気・通信機器の充電供給設備を含む）等を72時間以上賄える容量）とする。 ・ 設置場所等については、提案による。
3	高効率LED照明	・ 庁舎全体の照明を高効率LED照明に更新する。 ・ 庁舎で必要とされる適正な照度を持つ仕様であること。 ・ 集中リモコン・端末等による各種コントロール等（タイマー、照度等）が可能なこと。なお、災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。

4	省エネルギー空調設備	・既存の空調設備について、レジリエンス事業の採択要件範囲内において空調設備を更新する。 ・庁舎で必要とされる冷暖房能力を持つ仕様であること。 ・集中リモコン・端末等による各種コントロール等が可能なこと。なお、災害対策時にも円滑な運用ができる構成であること。 ・設置場所等については、提案による。
5	エネルギーマネジメントシステム (EMS)	・システム構成及び設置位置等は、提案による採択要件を満たす仕様であること。 ・事業報告書の作成に必要な各種データが容易に取り出せること。

※設備機器の導入に際しては、庁舎を運営しながらの「居ながら施工」を基本としたスケジュールとすること。

※設備の設置場所については、許容荷重の視点から既存建屋の構造での設置が困難な場合は、本庁舎の機能性及び利便性を損なわない範囲で、既存建屋の部分的な改修による設置提案も可とする。

※環境省の補助金採択申請にあたり、申請書の作成支援を行うこと。

5. 技術者

受注者は、事業の円滑な推進を図るため、事業を推進する上で必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置するとともに、本事業は、環境省のレジリエンス事業であることから、高度な技術及び知識を有する部門については、本補助事業に精通した相当の経験を有する技術者を配置しなければならないものとする。

6. 打合せ協議

事業の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、本市が求める場合には打合せを行い、誠意を持って事業を遂行すること。なお、打合せ後に記録簿を作成し、相互に確認すること。

7. 提出図書

提出図書として、次のものを提出すること。その他、本市が指定する媒体により、電子データで提出すること。また、データ形式についても、本市が指定する形式にすること。

なお、成果品は、小城市に帰属するものとし、小城市が管理を行うものとする。

また、受注者は、小城市の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。

(1) 設計図書

- ・設計説明書、特記仕様書、機器表、配置図、電灯設備図、撤去図、補助金申請支援図書

(2) 工事図書

- ・施工計画書、完成図書、補助金申請支援図書、省エネ検証データ、工事写真

8. 契約期間

契約締結の日から令和4年3月末日まで（ただし、レジリエンス事業範囲内の事業については令和4年1月末日）

9. 支払時期

代金の支払は、事業検査後、受注者の請求に基づき一括して支払うことを原則とするが、別途市との協議により、小城市規則の範囲内での支払いも可能とする。

10. 疑義解決

本仕様書に疑義が生じた場合は、小城市と受注者とが協議の上、解決するものとする。

11. 資料の貸与

本事業の実施に必要な小城市が所有する資料等については、小城市が受注者に貸与するものとし、受注者は、本事業の目的以外に当該資料等を利用してはならない。

なお、受注者は、事業完了後は、速やかに貸与を受けた資料等を小城市に返還するものとする。

12. 必要事項の補充

本事業を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受注者の責任と負担において補充するものとする。

13. 秘密の厳守

受注者は、本事業の履行中に知り得た秘密情報（小城市が秘密と指定して開示される全ての情報）に関し、次の事項を遵守し適正に取り扱わなくてはならない。

- (1) 目的外利用及び外部提供の禁止受注者は、秘密情報を自社内限りで本事業の実行についてのみ使用できるものとする。

また、秘密情報を厳重に管理し、小城市における事前の書面による承諾なしには、これらの秘密情報の全部又は一部を第三者に開示できない。ただし、本事業に直接関係

し、その知識が各工程に必要と考えられる場合の受注者の管理者、その他責任のある社員に対してこれらの秘密情報を公開するにあたっては、この限りでない。この場合、秘密情報の保持、利用に関して受注者が全ての責任を負うものとする。

(2) 複写及び複製の禁止

受注者は、秘密資料を小城市の書面による承諾なしに複写及び複製してはならない。

(3) 秘密情報の保持

受注者は、秘密情報を厳重に保持するために、また、万一の災害を想定して必要な予防措置を自ら講ずるものとする。

(4) 資料の返却

受注者は、返却期日までに小城市の秘密資料を全て返却しなければならない。

また、小城市による書面での要求があった場合、受注者は、遅滞なくこれらの入手した秘密情報を返却し、この秘密情報を基に作成された全ての秘密資料を小城市に引き渡すか、廃棄又は消去することとする。廃棄又は消去する場合には、その事実を証明する書面を小城市に提出することとする。

(5) 運搬責任

本事業に必要な秘密資料の運搬は、小城市の指定した方法により受注者の責任で行うものとする。また、受注者は、運搬中における秘密情報の紛失事故等がないよう必要な対策を自ら講ずるものとする。

(6) 事故報告義務等

受注者は、本事業の履行において取り扱う秘密情報に関し、漏洩、紛失、改ざん等の事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、その状況を小城市に報告し、その指示に従うものとする。

14. セキュリティ

受注者は、本事業で取り扱う情報に対するセキュリティ管理を徹底しなければならない。

15. その他

本仕様書に定めた事項は、事業を進める上で必要に応じて随時変更する可能性がある。その際は小城市と受注者とが協議の上、決定するものとする。